

朝倉市業務委託における予定価格の事前公表試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、朝倉市が発注する業務委託の競争入札に関し、予定価格の入札執行前の公表を行う場合の取り扱いに必要な事項を定め、入札契約手続きの透明性・客観性・競争性のより一層の向上に資することを趣旨とする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、競争入札に付するもののうち、特に必要と認められる業務委託とする。

(公表の内容)

第3条 事前公表の内容は、入札予定価格とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を控除した入札書比較価格とする。

(公表の方法等)

第4条 一般競争入札にあつては入札説明書に、指名競争入札にあつては、指名通知書に入札書比較価格を記載して公表するものとする。

(入札の辞退)

第5条 事前公表を行った場合において、入札参加予定者が予定価格の制限の範囲内の価格で入札に応じられない旨を表明したときは、入札前に辞退届を提出させるものとする。この場合、辞退したことをもって不利益な取り扱いはしないものとする。

(入札の回数)

第6条 予定価格の事前公表の対象業務委託の入札回数は1回とする。

(委託内訳書の提出)

第7条 事前公表を行う入札にあつては、入札参加者は、委託内訳書を提出しなければならない。

(雑則)

第8条 予定価格を事前に公表する業務委託にあつては、朝倉市契約に関する規則（平成18年朝倉市規則第51号）の規定にかかわらず、本要領を適用するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の前日までに朝倉市工事等請負業者指名委員会及び朝倉市物品等購入選定委員会に付議された事項については、なお従前の例による。